別表第六（第七十四条関係）

1　［略］

2　太陽電池発電所又は太陽電池発電設備であって、出力十キロワット以上二千キロワット未満のもの

3　風力発電所又は風力発電設備であって、出力五百キロワット未満のもの

4　［略］

別表第七（第七十七条関係）

1・2　［略］

3　太陽電池発電所又は太陽電池発電設備における変更であって次に掲げるもの

一　出力十キロワット以上二千キロワット未満の発電設備の設置（五パーセント以上の出力の変更を伴うものに限る。）

二　発電設備の設置以外の変更であって次に掲げるもの

(1)　出力十キロワット以上二千キロワット未満の太陽電池の設置

(2)　出力十キロワット以上二千キロワット未満の太陽電池の取替えであって、次に掲げるもの

イ　支持物の工事を伴うもの

ロ　五パーセント以上の出力の変更を伴うもの

(3)　出力十キロワット以上二千キロワット未満の太陽電池の改造であって次に掲げるもの

イ　［略］

ロ　五パーセント以上の出力の変更を伴うもの

ハ　［略］

(4)　出力十キロワット以上二千キロワット未満の太陽電池の修理であって、支持物の強度に影響を及ぼすもの

4　風力発電所又は風力発電設備における変更であって次に掲げるもの

一　出力五百キロワット未満の発電設備の設置（五パーセント以上の出力の変更を伴うものに限る。）

二　発電設備の設置以外の変更であって次に掲げるもの

(1)　出力五百キロワット未満の発電設備に係る風力機関の設置

(2)　出力五百キロワット未満の発電設備に係る風力機関の改造であって、次に掲げるもの

イ～ハ　［略］

三　出力五百キロワット未満の発電設備に係る風力機関の取替え

四　出力五百キロワット未満の発電設備に係る風力機関の修理であって、次に掲げるもの

(1)・(2)　［略］

5　［略］

別表第六（第七十四条関係）

1　［略］

2　太陽電池発電所であって、出力五百キロワット以上二千キロワット未満のもの

3　風力発電所であって、出力二十キロワット以上五百キロワット未満のもの

4　［略］

別表第七（第七十七条関係）

1・2　［略］

3　太陽電池発電所における変更であって次に掲げるもの

一　出力五百キロワット以上二千キロワット未満の発電設備の設置

二　［同上］

(1)　出力五百キロワット以上二千キロワット未満の太陽電池の設置

(2)　出力五百キロワット以上二千キロワット未満の太陽電池の取替え

［新設］

［新設］

(3)　出力五百キロワット以上二千キロワット未満の太陽電池の改造であって次に掲げるもの

イ　［略］

［新設］

ロ　［略］

(4)　出力五百キロワット以上二千キロワット未満の太陽電池の修理であって、支持物の強度に影響を及ぼすもの

4　風力発電所における変更であって次に掲げるもの

一　出力二十キロワット以上五百キロワット未満の発電設備の設置

二　［同上］

(1)　出力二十キロワット以上五百キロワット未満の発電設備に係る風力機関の設置

(2)　出力二十キロワット以上五百キロワット未満の発電設備に係る風力機関の改造であって、次に掲げるもの

イ～ハ　［略］

三　出力二十キロワット以上五百キロワット未満の発電設備に係る風力機関の取替え

四　出力二十キロワット以上五百キロワット未満の発電設備に係る風力機関の修理であって、次に掲げるもの

(1)・(2)　［略］

5　［略］

備考　表中の［　］は注記である。